

求職活動における面談・連絡方法に関するルールについて

(ハラスメント防止のためのご案内)

令和 8 年 10 月 1 日
滋賀県農業信用基金協会

滋賀県農業信用基金協会（以下「当会」といいます。）では、求職者の皆さまが安心して求職活動に参加できる環境を確保するため、求職者等に対するハラスメント防止の観点から、以下のとおり、面談方法・連絡手段等に関するルールをあらかじめ定め、公開しております。

なお、本ご案内は、改正男女雇用機会均等法および厚生労働省指針に基づくものです。

1. 面談（採用面接・説明会・面談等）について

(1) 面談時間

- ・面談は、原則として平日 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間に実施します。
- ・早朝・夜間・休日での面談は、原則として行いません。

(2) 面談場所

- ・面談は、当会の事業所の会議室・応接室またはオンライン会議ツールで実施します。
- ・飲食店・私的な場所・密室となる場所での面談は行いません。

(3) 面談体制（単独面談の禁止等）

- ・面談は、原則として複数名の職員で対応します。

2. 連絡手段（SNS・電話・メール等）について

(1) 使用する連絡手段

- ・求職活動等に関する連絡は、指定された公式の連絡手段のみを使用します。
- ・当会公式電話番号またはメールアドレス
- ・採用管理システム
- ・当会が指定するオンライン会議ツール

(2) SNS 等の私的連絡について

- ・職員個人の SNS による私的連絡は行いません。
- ・求職者の皆さまから、職員個人 SNS への連絡を行う必要はありません。

3. 禁止される行為について

当会の職員は、以下の行為を行いません。

- ・性的な発言、質問、冗談、からかい
- ・私生活（交際関係、性的指向等）に過度に立ち入る質問

- ・ 個人的な食事・交際・連絡の執拗な誘い
- ・ 不必要な身体的接触

4. 相談・申出窓口について

万一、不適切な言動を受けた場合、不安や疑問を感じた場合には、速やかに以下の窓口へご相談ください。

【求職者相談窓口】

滋賀県農業信用基金協会 総務部

メール：soumu@shiga-afa.jas.or.jp

電 話：077-521-1721（平日 8:30～17:00）

※ご相談内容の秘密は厳守します。

※ご相談や事実確認への協力を理由に、選考等で不利益な取り扱いは行いません。

5. 最後に

当会は、すべての求職者の人格と尊厳を尊重し、公正で安心できる採用活動を行います。本ルールへのご理解とご協力をお願いいたします。

以上